

後期高齢者

医療制度のお知らせ

問 保険料の計算に関すること：茨城県後期高齢者医療広域連合

事業課 ☎ 029 - 309 - 1213

保険料の納付、保険証に関すること：伊奈庁舎国保年金課（内線 4407）

納入通知書を発送します

令和 6 年度の後期高齢者医療保険料の納入通知書を、7 月 10 日(水)に発送予定です。
通知書が届きましたら、保険料額や納付方法をご確認ください。

▶納付方法

○普通徴収（納付書払いまたは口座振替払い）の場合

同封の納付書または口座振替で、各納期限までに納付してください。口座振替の場合の振替日は、各納期限日になるので、それまでに預貯金残高をご確認ください。

○特別徴収（年金天引き）の場合

年金支払いの際に保険料が差し引かれるので、ご自身での納付は必要ありません。

被保険者証を発送します

現在お使いの「後期高齢者医療被保険者証」の有効期限は、7 月 31 日(水)です。新しい被保険者証は、7 月末までにご本人宛に送付します（特定記録郵便）。お手元に届きましたら内容を確認し、8 月 1 日(木)からは新しい被保険者証で受診してください。

令和 6・7 年度の後期高齢者医療保険料率が変わります

後期高齢者医療保険料率は、高齢化などによる医療費の増加などを反映し、2 年ごとに見直されます。

令和 6・7 年度の後期高齢者医療保険料率は、下表のとおりです。 ※県内は均一の保険料率です。

区分	令和 4・5 年度	令和 6 年度		令和 7 年度
		賦課のもととなる金額が 58 万円以下の方	賦課のもととなる金額が 58 万円超の方	※所得割率は賦課のもととなる 金額によらず、統一されます。
均等割額	46,000 円	47,500 円 (+1,500 円)		47,500 円
所得割率	8.50%	9.00% (+0.50%)	9.66% (+1.16%)	9.66%

▶個人ごとの保険料額の決め方

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{1 年間の保険料額} \\ \hline \text{(100 円未満切り捨て)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{均等割額} \\ \hline \text{被保険者一人当たり} \\ \hline \text{47,500 円} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割額} \\ \hline \text{(賦課のもととなる金額) × 所得割率} \\ \hline \end{array}$$

※賦課のもととなる金額 = 総所得金額等 - 基礎控除額

※総所得金額等とは、前年の収入から必要経費（公的年金控除額や給与所得控除額など）を差し引いたもので、社会保険料控除、配偶者控除などの各種所得控除前の金額です。なお、遺族年金や障害年金は収入に含みません。

※年度の途中で被保険者となった方は、資格取得月からの月割りで保険料額が計算されます。

賦課限度額が改正されます

年収が約 1,000 万円を超える方の賦課限度額（保険料の年間上限額）は、令和 5 年度の 66 万円から令和 6 年度は 73 万円（令和 6 年度に 75 歳になる方は 80 万円）に、令和 7 年度は 80 万円に引き上げられます。

▶所得が低い方への均等割額の軽減

世帯の所得水準にあわせて、下表のとおり均等割額が軽減されます。

軽減割合	世帯（被保険者と世帯主）の総所得金額等の合算額
7 割	① 43 万円 + 「10 万円 × (給与所得者等の数 - 1)」以下
5 割	② 43 万円 + 「10 万円 × (給与所得者等の数 - 1)」 + 「29 万 5,000 円 × 世帯の被保険者数」以下
2 割	③ 43 万円 + 「10 万円 × (給与所得者等の数 - 1)」 + 「54 万 5,000 円 × 世帯の被保険者数」以下

※収入が公的年金の方は、年金収入額から公的年金控除（年金収入額が 330 万円未満の方は 110 万円）を差し引き、65 歳以上の方は、さらに高齢者特別控除（15 万円）を差し引いて判定します。

軽減基準が引き上げられました

上表の②③について、軽減基準が引き上げられ、対象者が拡大しました。

	令和 5 年度	令和 6 年度
②	29 万円 × 世帯の被保険者数	29 万 5,000 円 × 世帯の被保険者数
③	53 万 5,000 円 × 世帯の被保険者数	54 万 5,000 円 × 世帯の被保険者数